

親衛隊と衛兵の武装

藤田和尊

1. 室宮山古墳の親衛隊

報告書『室大墓』によれば、室宮山古墳の中心主体の一つ、後円部南主体は、40体前後にも及ぶ武具形埴輪群により方形に取り囲まれていた。具体的には盾形、鞍形、甲冑形の各形象埴輪が知られ、盾形埴輪の上には革製衝角付冑を写した埴輪が乗ることが判明したのは記憶に新しい。

これら、総高1.5m近い大形の武具形埴輪は、いずれもその正面を主体部の外側に向けて立て並べられたとされており、それは、侵入しようとする者を威圧する、まさに結界としての意識の下で樹立されたものなのだろう。

ところで、これら武具形埴輪は、鞍形埴輪に代表されるように非常に写実的かつ丁寧なつくりであり、その埴輪工人は現物のモデルを目の前にして埴輪作成に当たったことを疑い得ない。それでは、モデルとされたのは誰の武装状態だったのだろうか。

そこには2通りの可能性を想定できると思う。

第1には素直に、後円部南主体被葬者その人の、生前の武装を写したものと考えることであろう。しかしながらこの場合、次に記すような矛盾が生じる。

まず、後円部南主体の甲冑保有形態を検討してみよう。残念ながら、盗掘後の調査であったため不明な点も多いが、おそらくは報告書『室大墓』の「短甲を約1領分ばかり検出した」との記載は、現存の遺物量や現在も石室の周囲で採集できる遺物の量からみても、副葬当時の実態からさほど掛け離れていないものとみられる。石棺外の東西両方の小口附近などの石室空間に細片が散乱していたとの報告書の記載から、複数の甲冑セットを副葬していた可能性も考えられるが、いずれにせよ個人使用の範囲（1～2セット）を越えるものではなかったと考えられる。

そして本書第2章第3節で紹介した革綴衝角付冑片の存在から、おそらくは三角板革綴衝角付冑、II-c 頸甲、三角板革綴短甲で構成される「第I類型（●○型）⁽⁶⁾ ≈ 3点セットを有する」の甲冑保有形態が1～2セット副葬されていたと復元することが可能である。

そこで、囲繞された武具形埴輪群中の甲冑形埴輪に注目してみよう。室宮山古墳の甲冑形埴輪には、まず、高橋工氏分類のA-1型式（短甲と草摺を表現し、別々に成形して組み合わせる）、とA-2型式（短甲と草摺を表現し、一体成形）が知られる。

両型式は甲冑形埴輪としては比較的古い型式に属し、共に写実的な表現をするものの、未だ技法的には十分に発展していないためか、頸甲や冑をその上に乗せた表現をせずに、短甲と草摺のみを表現することを特徴の一つにしている。そのため、この甲冑形埴輪に頸甲や冑が表現されていないからといって、モデルとなった本来の武装にもこれらが伴わなかつたと断定するのは早計である。

一方で、頸甲の装着を表現した短甲形埴輪があるので、B-1型式（頸甲から草摺までを表現し、冑を別に作って挿入する）が存在する可能性はあるが、これは頸部付近が欠損しているのでいずれ

ともいえない。

つまりここでは、冑形の埴輪は、短甲形埴輪に組合わさる確例は見いだせないことになるが、かといって冑を着用しなかったとみることもできないということになる。

冑形埴輪はむしろ、盾形埴輪の上部に組合わされた確例がある。そして、現在知られる冑形埴輪のいずれもが、革製衝角付冑を写した表現であることに注目させられるのである。なお、盾形埴輪の背面は表現していないので、そのモデルとなった者が、短甲や頸甲を装着していたか否かは不明といわざるを得ない。

以上のように、個々の甲冑形埴輪のモデルとなった武装状態がそれぞれ、甲冑3点セットを装着していたか否かは明らかにはできないが、この甲冑形埴輪に表現された武装を総体として眺めれば、上から、革製衝角付冑、II-c 頸甲、三角板革綴短甲、革製草摺の組み合わせが主体を占めたものであることは認知できよう。

注目すべき点は、この時期において最も普遍的にみられる三角板革綴衝角付冑を表現した埴輪が、現在のところ、1点も知られていないことである。

そこで仮に、後円部南主体被葬者の武装がその甲冑形埴輪のモデルとなつたとすれば、そこには当然、実際に副葬の知られた、鉄製の三角板革綴衝角付冑を写した埴輪もみられてしかるべきであろう。ところが上記の通り、その甲冑形埴輪は革製衝角付冑を写したものであった。このことは、その甲冑形埴輪群のモデルとなつたものは、後円部南主体の被葬者の武装状態ではなかつたことを強く示唆するといえるだろう。

加えて革製衝角付冑の性格を考えてみると、鉄製のそれよりも格が劣っていたとみるべき理由がある。それは最新相の鉄製甲冑3点セットを副葬する、第I類型（●○型）の甲冑保有形態を採ることのできる古墳は、中期全般を通じて畿内を中心に所在するという地理的優位性を認めることができ、それが地方に所在する古墳の場合には、前葉段階の懷柔・牽制策と評価したものを除き、⁽¹⁰⁾ 盟主墳を主体としてこの甲冑保有形態がみられるという階層的優位性もまた認め得るからである。⁽¹¹⁾

それならばなぜ、室宮山古墳という破格の古墳の中心主体に関わって樹立された甲冑形埴輪に、革製衝角付冑が表現されているのだろうか。後円部南主体の被葬者の武装状態を写したものとするには、格の劣る革製衝角付冑は相応しくないといわざるを得ない。

そこで、モデルとなつた武装に対する第2の考え方を提示するために、この武具形埴輪群が立て並べられた目的そのものから検討してみよう。

これらの武具形埴輪群は、いずれもその正面を主体部の外側に向けて囲繞されていた。それは侵入しようとするものを威圧するべく、いわば結界の意識の下で樹立されたものであろう事は冒頭でも述べた。

そこで、後円部南主体の被葬者の立場に立つて、これら武具形埴輪が自分の周囲を取り囲むという状況を考えるならば、まさに40体にも成りなんとするその武具形埴輪群は、かれの死後の世界を警衛すべく立て並べられた、集団的軍備または軍團の象徴とみることができるだろう。

このように、かれを警衛する軍備または軍團の象徴との理解が可能であるとすると、翻つてかれ

の生前にそのモデルとなったものを探るならば、生前の「王」たるかれに近侍して身辺警衛の役を担った親衛隊の武装状態であったと見做すことも、あながち無稽とは言えまい。

この親衛隊なるものの実態を解く鍵のひとつは、河内黒姫山古墳にある。その前方部竪穴式石室で出土した24組の甲冑セットの評価については、従来は陪冢における甲冑の大量埋納現象と同様に考えられてきたし、筆者もまた安易に、同等のものと評価する誤りを犯した。⁽¹²⁾

しかしながら、主墳墳丘上の別施設への被葬者を伴わない甲冑大量埋納の行為と、あえてそれとは別の墳丘を設け、被葬者を伴う陪冢におけるそれとは、本来、全く別の背景や発想から成されたもの、と考えるべきであった。

別稿でも論旨を一部訂正したが、黒姫山古墳前方部出土の頸甲には、同報告書に図示されたⅢ-d 頸甲のほかに、Ⅲ-c 頸甲も相当数認められることが判明した。⁽¹⁴⁾

現在のところ、保存処理過程にあるため詳細は知り得ないが、仮に、横矧板鉢留短甲にはⅢ-d 頸甲が、三角板鉢留短甲にはⅢ-c 頸甲がセットになった状態でこの石室に埋納されていたことなどが判明したとすると、それぞれの甲冑セットは、製作時さらには入手、使用時のままのセット関係を保ったままの状態で埋納されたことになる。これは陪冢での大量埋納のありかたとは似て非なるものである。⁽¹⁵⁾

狭小な石室空間をことごとく埋めることなく多量の甲冑セットを埋納するという、葬送に伴う作業の中で、このセット関係に若干の乱れが生じることは当然予想されるところである。また、人体埋葬を伴わない前方部石室出土の甲冑にも蝶のサナギが付着した痕跡があるらしく、このことから、これらの甲冑は殯屋に遺体と共に並べられていたとの想定も為されているが、その想定の当否はともかくとして、そのような幾度もの非着用状態での移動を経るにつれ、24セットの甲冑の中で当初のセット関係にも乱れが生じる可能性も高まろう。

しかしながら上記のような理由で、当初のセット関係が乱れているような場合でも、セットとなるべき頸甲と短甲の数量的検討から、大勢として先述のようなセット関係を保った状態で埋納されたとの判断が可能となった場合には、これら24領の甲冑は24人の個人それぞれの所有物であったことを断定できるであろう。

それならば、各個人24人の所有物であった24セットもの甲冑を、同時に主墳の墳丘上に大量埋納する行為とは、いかなる出来事を契機にしたと考えられるだろうか。それは当然、後円部被葬者、つまりこの古墳の主の死が契機になったとみるべきであろう。

では次に、なぜそれは埋納されたのか。換言すれば、なぜ廃棄されたか、あるいはなぜ不要になつたのだろうか。

後円部被葬者の死に際して、これら24領の甲冑セットはそれぞれの持ち主から供献され、もはや不要のものとして埋納されるわけであるから、24人の人物は後円部被葬者の死によってその職掌を解かれたとみるべきである。そのような武装集団として想定できるのは、後円部被葬者に直属してかれを警衛していた親衛隊こそが最も相応しい。

つまり、生前の黒姫山古墳の被葬者を警衛するべく、かれから貸与された甲冑を着用した24人の

武人を核として成立していた親衛隊は、被葬者の死に伴い自動的にその人的組織は解体され、一方で死後の被葬者を警衛するべく、忠誠の証しとしてそれぞれが貸与されていた甲冑を前方部石室に供献するという葬送儀礼が為されるのであろう。

その核となった24人の甲冑3点セットによる武装状態を、出土状況にしたがって整理しておくと概ね次の通りである。なお、A～Cでは複数の冑がセットとなる場合がある。

- A. 甲冑3点セットなどを持つ、第I類型（●○型）もしくはそれに準じる者が12人
- B. 襟付短甲と衝角付冑の組み合わせの者が1人
- C. 短甲と冑を持ち頸甲を有さない、第V類型（×○型）の者が7人
- D. 短甲のみを持ち、冑・頸甲を有さない、第VII類型（××型）の者が4人

このAからDに至る武装の差は、階層差とともに、警衛するべき担当部署の差異が反映する場合もあったものと考えられる。なお、A・B間の階層的差違については、後述するように、襟付短甲は親衛隊の武装として特に区別して扱われていた可能性が高いので、親衛隊組織に限っては、むしろBの組み合わせの者がリーダー格ではなかったかと思われる。

さて、室宮山古墳の墳丘内においてもこの種の甲冑等大量埋納施設の存在は当然予想されてよいが、現在のところその存否さえ不明である。そこで、室宮山古墳の親衛隊の武装状態を復元するに際し、いま一度、武具形埴輪群に注目してみよう。

さきに述べた通り、この軍事集団の甲冑による武装を総体として眺めれば、上から、革製衝角付冑、II-c頸甲、三角板革綴短甲・革製草摺の組み合わせが主体を占めたことが判る。

個々の甲冑形埴輪のモデルとなった武装状態がそれぞれ、どのような甲冑セットを装着していたかは必ずしも明らかにできないが、おそらくは黒姫山古墳の場合に想定したように、親衛隊組織の中より上位の階層にあった者は、より完全に近い武装状態であったと考えてよく、革製衝角付冑、II-c頸甲、三角板革綴短甲の甲冑セットを着用するものを筆頭に、短甲のみの者など、当時は各種の甲冑保有形態がみられたのであろう。

なお、室宮山古墳の築造時期からすれば、黒姫山古墳にみられた第V類型（×○型=冑あり、頸甲を有さない）は稀で、逆の第VI類型（●×型=頸甲あり、冑有さない）⁽¹⁷⁾が一般的である。このことからすれば室宮山古墳においては、高橋工氏分類のB-1型式とした甲冑形埴輪は、実は冑を有さない第VI類型（●×型）の武装状態を忠実に表現した可能性がある。

さて、室宮山古墳においては甲冑の副葬の知られる主体部は現在3箇所を確認でき、うち後円部南主体、陪冢ネコ塚古墳においては鉄製の衝角付冑の存在を確実視してよい。なぜなら後円部南主体では実際に採集資料(本書第2章第3節参照)があり、陪冢ネコ塚古墳の場合には甲冑の大量埋納を想定できるので、その性格からして主として鉄製の衝角付冑が副葬されたとみるのが妥当だからである。

にもかかわらず、後円部墳頂を巡る甲冑形埴輪には革製衝角付冑が表現されており、これを本墳の中心主体の被葬者の武装を写したものとするのは、实际上も格の上でもふさわしくないことを述べてきた。そしてこれを親衛隊の武装状態を表現したものと考えることによって、この矛盾を解消

しようとしたのである。

このことが妥当であるとすると、親衛隊の武装は、革製衝角付冑の着用を通じて、明らかな差別化が図られていたと認めることができるであろう。

そこで注目されるのは前方部北張出部被葬者の武装である。ここではその革製衝角付冑の副葬が知られ、ほかにII-c頸甲と三角板革綴短甲の存在が知られた。これはまさに甲冑形埴輪から復元し得た親衛隊の、しかもそのリーダーたるものとの武装状態であった。つまり前方部北張出部被葬者は、生前、後円部被葬者に仕えた親衛隊長たる職掌にあった人物と見做すことが可能となる。

この主張の前提となる、革製衝角付冑の差別化には類例がある。野中古墳⁽¹⁸⁾の第1列では10具の甲冑セットのうち3具に革製衝角付冑が伴ったが、そのいずれもが南西端に集めて並び置かれた3領の三角板革綴襟付短甲の内部に収納され、しかも、この3領にだけ剣が伴った。ここには明らかに意識された差別化が認められるのである。

室宮山古墳の検討から導き出された「親衛隊の武装は革製衝角付冑によって差別化されていた」との仮説を、室宮山古墳の破格の規模と内容ゆえに、中期古墳研究全般に普遍化できるとすれば、上記の野中古墳での状況も理解しやすい。

それはおそらく、親衛隊が武装すべき甲冑セットが、それ以外の者に貸与するべく蓄積された甲冑セットと、武器庫の中で、明確に区別されていたことの現れであろう。

ゆえに、10具の甲冑セットの3:7という比率は、少なくとも野中古墳の葬送儀礼を取り仕切った者の意識のうえでは、かなり実態に近い数字ではなかつたかと思われる。

また、この野中古墳の状況に鑑みれば、襟付短甲もまた、ある時期、親衛隊の武装として意識され、差別化されていた可能性が高い。襟付短甲はその後衰退するようであるが、黒姫山古墳前方部で1領のみ鉢留式の襟付短甲が埋納されたことは、かつてこの種の短甲に与えられた性格の名残であろうか。

2. 親衛隊と衛兵のための武装

以上述べてきたように、革製衝角付冑と襟付短甲は親衛隊の武装として差別化されていた可能性が高い。関連する資料を集成してみると、襟付短甲は6古墳、襟付短甲を写した埴輪は2古墳、革製衝角付冑は3古墳、革製衝角付冑を写した埴輪は4古墳からの出土が知られている（次頁表参照）。

北野耕平氏の指摘⁽²⁰⁾の通り、襟付短甲は畿内中枢部付近でしか出土していないし、それを写した埴輪や革製衝角付冑およびその埴輪を含めても畿内に著しい集中傾向をみせる。

例外の一つは筑後・月の岡古墳で、三角板革綴襟付短甲を写した埴輪の存在が知られている。ただし本墳の甲冑保有形態は、筆者が月の岡パターンと呼んだもので、その被葬者は地方に拡散した甲冑集中管理体制の体现者であったと想定でき、加えて、月の岡パターンの古墳被葬者は畿内政権からのいわば派遣將軍であった可能性が高いので、本墳を取り立てて例外視するには及ばない。

逆にこのことからも判るように、襟付短甲と革製衝角付冑は畿内に極めて特徴的な遺物であり、その用途の特殊性がこのような分布の特性にも現れていると評価するべきであろう。もう一つの例

外的存在、丹後・鳴谷東1号墳について⁽²⁵⁾は後述する。

襟付短甲および革製衝角付冑が出土した主体部または施設を確認しておくと、野中古墳第1列、黒姫山古墳前方部石室、円照寺墓山1号墳小石室の3例が遺物埋納用の副次施設からの出土であるが、それ以外はいずれも人体埋葬を伴う、中心主体からの出土である。

また、襟付短甲を副葬する主体部で、それ以外の短甲を共伴しない例は百舌鳥大塚山古墳1号櫛、⁽²⁶⁾東車塚古墳の2例であり、また、革製衝角付冑を副葬する主体部で、他に冑を共伴しない例は室宮山古墳北張出部の1例のみとなっている。つまり、他の通有の短甲や衝角付冑を共伴する例が比較的多いことになる。

室宮山古墳、野中古墳、黒姫山古墳の3墳の襟付短甲または革製衝角付冑については先述の通りだが、それ以外の「差別化された甲冑」およびそれを写した埴輪を出土する古墳についてはどのように評価するべきであろうか。この場合、2通りの想定が必要だと思う。

第1には、かれらにも親衛隊組織が伴うことも有り得るから、これら差別化された甲冑は原則に忠実に、その親衛隊に与えられ、別の1具などが被葬者自身の甲冑であったとする見方。この場合、墳丘上の差別化された甲冑を写した埴輪は、室宮山古墳と同様、親衛隊の武装がモデルになったとみる。

第2には、この原則が守られず、かれら自身が武装するべくこれら差別化された甲冑が下賜され、かれら自身が政権中枢の衛兵として位置付けられていたとの見方。この場合には墳丘上の差別化された甲冑を写した埴輪は、被葬者自身が用いた甲冑がモデルになったとみる。

ここで第2の見方の場合、「親衛隊」とするべきところを「衛兵」と表現を変えている理由は次のとおりである。

黒姫山古墳にみたように、首長個人に仕える親衛隊は、その首長の死によって解体する。そして、

旧国名	古墳名（主体部名）	襟付短甲	同埴輪	革製衝角付冑	同埴輪	文献
大 和	室宮山（後円部）				●	—
	室宮山（北張出部）			●		—
	推定 捶上罐子塚				●	(31)
	円照寺墓山 1号	●				(26)(18)
河 内	野 中（第1列）	●		●		(18)
	墓 山		●			(18)
	黒姫山(前方部石室)	●				(12)
	東 車 塚	●				(28)
和 泉	西 小 山			●		(32)
	百舌鳥大塚山(1号櫛)	●				(27)
攝 津	高廻り2号				●	(34)
	豊中大塚（東櫛）	●				(33)
丹 後	鳴谷東1号				●	(25)
筑 後	月 の 岡		●			(21)

襟付短甲、革製衝角付冑および同埴輪出土古墳一覧

室宮山古墳の場合には張出部に葬られた親衛隊のリーダー格の被葬者の分を除き、首長から親衛隊に貸与されていた甲冑は、主墳墳丘上の遺物埋納用副次施設か、未だ検出例はないが可能性として陪冢、に埋納されるとみられる。したがって、第2の見方で理解するべき、実際に差別化された甲冑を副葬していた、後述の数基の古墳の被葬者までをも親衛隊に属していたとみることはできない。

そこで親衛隊の性格の幅をやや広くとり、かれらの職掌として、中期畿内政権の所持した各種施設の警衛にあたった衛兵とその長を加えたいと思う。つまり、第1の見方で評価すべき場合には親衛隊のために、第2の見方で理解する場合には衛兵組織のために、共に警衛という意味では共通した職掌のために差別化された甲冑として、襟付短甲と革製衝角付冑を位置付けておきたいと考える。

衛兵組織は、首長個人に仕える親衛隊とは異なり、政権中枢の機構そのものに属するから、首長の死によって解体することではなく、組織の拡充が行われたり、構成員に欠員がでれば、常に補充されるべき性質のものである。

なお、「衛兵」は字義のうえでは「親衛隊」を含むが、上記のように、着用者がそのどちらに所属したかによって「差別化された甲冑」の最終的な埋置時の運命が異なると理解されるので、敢えて衛兵と親衛隊を区別して扱う。

また、第2の見方に関しては、仮に差別化された甲冑の存在を認めたにせよ、それが副葬されることをもって特殊な職掌「衛兵」を想定することに批判があるかもしれない。

しかしながら、これら差別化された甲冑が畿内に著しい集中傾向をみせることは、それに特殊な用途があったことを示唆するものである。

また、当然予想されることであり、以下に検証していくが、第1の見方の可能な古墳は、ほぼ畿内中枢の大形墳に限定される。これは差別化された甲冑の着用可能な親衛隊組織を持つことのできた階層は、かなり上位の者に限られたことを示している。

こういった上位の階層間においてこそ、差別化された甲冑は親衛隊の武装として特別な意味が与えられていたわけであるから、その配布に際しても通有の甲冑とは厳しく区別され、特殊な意義づけが為されていたと理解しなければならないであろう。

以上、前置きが長くなつたが、それでは個々の事例について確認していこう。襟付短甲を写した埴輪の出土が知られる墓山古墳⁽²⁹⁾は野中古墳の主墳であるから、これは明らかに第1の見方でよい。なお、念のために今一度申し添えておくが、野中古墳第1列の差別化された甲冑を親衛隊に所属した個々人が着用したものと考えている訳ではない。飽くまでも、親衛隊および衛兵の用に供するために、公の武器庫に保管、備蓄されていた甲冑と理解するのである。

また、伝御所市出土とされる革製衝角付冑を写した埴輪は、室宮山古墳のそれとは様相を異にしており、室宮山古墳に後続する盟主墳、掖上罐子塚古墳からの出土が推定される。掖上罐子塚古墳は規模こそ墳長約150mと、室宮山古墳に比してやや縮小しているが、竪穴式石室に長持形石棺を収めていたことが判っている。

つまり、畿内中枢の大王墓もしくはそれに準じるような規模や内容をもつ、大形の前方後円墳の後円部墳頂においては、室宮山古墳にみた状況、すなわち、かれの親衛隊の「差別化された甲冑」

を含む甲冑形埴輪と鞍、盾を表現した武具形埴輪を囲繞する状況、を普遍化できると考えられるのである。

前方後円墳であり、かつ、竪穴式石室と長持形石棺の組み合わせを重視し、さらに甲冑保有形態の優秀さにも鑑みれば、地方所在で規模はやや小さいながら、月の岡古墳は第1の見方をするべき古墳かもしれない。8領の短甲を副葬しながら、敢えて襟付短甲を写した埴輪を樹立している状況はこれを支持すると言えるだろう。中期畿内政権からの派遣将軍と想定しているがゆえに、畿内中枢の大形墳と同様に、親衛隊に警衛された被葬者の姿を思い描くのである。

次に第2の見方、すなわち、かれら被葬者自身が武装するべくこれら差別化された甲冑が下賜され、かれら自身が政権中枢の衛兵として位置付けられていたとみなすべき事例について検討してみよう。

まず、1領の襟付短甲以外には他の短甲を共伴しない例には東車塚古墳がある。後方部の中心主体からの出土で、室宮山古墳の親衛隊長と推定した北張出部のそれと同様、被葬者自身が着用する甲冑としてその1具のみが選択されているわけだから、第1の見方は成立し得ない。その他、百舌鳥大塚山古墳の場合にはここで検討することも可能であるが、いささか複雑な状況を呈するので後述する。

次に、第2の見方で理解するべきものの中で、差別化された甲冑以外にも甲冑セットの知られる例には、円照寺墓山1号墳⁽³²⁾、西小山古墳⁽³³⁾、豊中大塚古墳東櫛がある。

この場合には第1の見方、第2の見方ともに成り立つようにも思われるかもしれないが、これらはいずれも円墳または方墳で、加えて、差別化された甲冑は全て頭位側からの出土であることが注意される。

円照寺墓山1号墳の場合には甲冑は全て頭位側に設けられた小石室から出土しているのであまり参考にはならないものの、西小山古墳の場合には東西に主軸をとる石室の両小口に甲冑を分けて副葬するが、問題の革製衝角付冑は、頭のすぐ東に四方白金銅装眉庇付冑とともに置かれていた。また、豊中大塚古墳東櫛でも甲冑セットを北南に分け置き、頭位側である北側の遺物の配置は南から順に、人体頭位置→襟付短甲→彷彿方格規矩鏡→三角板革綴衝角付冑→襟付短甲、その内部に三角板革綴衝角付冑などとなっていた。

つまり、足元に配置した別の甲冑セットよりも、差別化された甲冑たる革製衝角付冑や襟付短甲の方をむしろ重視しているのである。西小山古墳で四方白金銅装眉庇付冑と同等の扱いをしている状況や、豊中大塚古墳東櫛で唯一の鏡を襟付短甲で挟み置く状況はこのことを雄弁に物語る。

もしも第1の見方をとり、これら差別化された甲冑を自らの親衛隊に貸与していて、それが副葬されるとすれば、親衛隊の甲冑の方をむしろ重視して副葬するなどということは考え難い。やはりこれらの古墳の差別化された甲冑も、被葬者自身が着用したもので、しかもそれはかなり重視されていたとみることができるだろう。

このようにみてくると、予想されたこととはいえ、第1の見方で評価できる古墳と、第2の見方で評価すべき古墳との差は、その古墳の規模・墳形・内部主体など、いわば格の違いに因るところ

が大きい。

したがって、高廻り2号墳と鴨谷東1号墳は、第2の見方で理解すべき古墳と言えるだろう。ただし主体部の削平および攪乱のためか、両墳では実際には甲冑は出土していないので、もしも差別化された甲冑の副葬がなかったとすると、畿内中枢の大形墳被葬者に仕えた、親衛隊の職掌にあつた人物である可能性を捨て切れないことになる。

つまり、親衛隊当時の差別化された甲冑は既に返納しているが、その職掌に就いていたことを象徴的に示すために、埴輪に写して樹立するということはあり得ないことではない。これとは状況は異なるが、黒姫山古墳の場合、前方部石室にはその親衛隊のリーダーが着用していた可能性のある襟付短甲1領が既に埋納されているので、そのリーダーの葬られたであろう古墳、おそらくは陪冢のうちの1基、には実際には襟付短甲の副葬ではなく、墳丘上にそれを写した埴輪を樹立するといったことも有り得るべきことである。

さて、度々述べるように、第2の見方とは、被葬者自身が武装するべくこれら差別化された甲冑が下賜され、かれら自身が政権中枢の衛兵として位置付けられていた、というものである。

であればこそ、差別化された甲冑とそれにかかる埴輪は畿内に著しい集中傾向を見せた。これは、畿内政権にとって信頼の置ける人物が選択された結果とみられ、その組織の構成員は畿内出身者を中心とした、政権に従順な中小の首長で占められたのであろう。そしてかれらにとってみれば、手に入れた差別化された甲冑は、政権から特別な信頼を得た証しとして誇るべきものであり、副葬の状態から判るように、当然大切に扱うべきものであった。

ここまでを確認しておいたうえで、保留しておいた2基の古墳の検討に移ろう。

まず、百舌鳥大塚山古墳の場合には、政権中枢の百舌鳥古墳群中にあって墳長159mの堂々の規模を有するので、そこから見て取ることのできる状況は、いささか複雑であると共に興味深い。

襟付短甲は人体埋葬を伴う1号櫛からの出土で、衝角付冑の伴出が知られる。後円部のほぼ中央に営まれた1号櫛は中心主体であり、それ以外の甲冑の共伴は知られない。

ここまで述べてきたことが妥当であるとすると、襟付短甲と衝角付冑に身を固めた百舌鳥大塚山古墳の中心主体の被葬者は、まさに中期畿内政権の中心にあって、衛兵組織の最上級のリーダーたる職掌を務めた人物ではなかつたかと思われる。

ただ、159mという墳長規模を有しながら、中心主体さえも粘土櫛であったことは、この職掌に対する階層的な位置付けが、やや低いものであったことを示唆する。さきに第1の見方で評価した黒姫山古墳（墳長116m）や掖上罐子塚古墳（墳長約150m）と比べると、墳丘規模はほぼ同等か百舌鳥大塚山古墳の方がむしろ大きい。しかし、黒姫山古墳は削抜式の石棺、掖上罐子塚古墳は長持形石棺を、それぞれ後円部の竪穴式石室に収めていたとされ、主体部構造の上での格差を看取することが可能なのである。

そして、複雑な状況とは次のことを指す。そんなかれ、衛兵組織の最高リーダーたる百舌鳥大塚山古墳の被葬者にも親衛隊が伴つたと考えられるのである。1号櫛の北側に接するようにして設けられた2号櫛は遺物埋納用施設で、短甲5領と衝角付冑1鉢などの出土が知られている。さらにそ

の北には、乱掘が激しいもののこれも遺物埋納用とされる3号櫛があって、ここでも甲冑などの埋納が知られる。

中形の前方後円墳の墳丘内に遺物埋納用施設を設けて甲冑を大量埋納する様は、さきにみた黒姫山古墳の前方部石室と同様、中心主体の被葬者の死が契機になったと理解することが最も合理的な解釈であり、親衛隊の解体に伴う埋納行為とすることが妥当である。

このように、百舌鳥大塚山古墳の被葬者は、衛兵組織の最高リーダーであり、なおかつ、かれには親衛隊も伴ったとみられる。つまり、第1と第2の見方の双方の側面を併せ持つ、極めて特殊な存在なのである。

したがって、百舌鳥古墳群に百舌鳥大塚山古墳が属し、その被葬者が政権の中枢にあることは、むしろ当然といえるであろう。それでもなお、かれの甲冑全ては、大王墓の陪冢被葬者の手を経た後でなければ入手できなかったとみられることを、蛇足ながら付け加えておこう。⁽³⁵⁾

最後に、畿内を離れて丹後に所在する鳴谷東1号墳は、ある意味では唯一の例外的存在とも言うべきであるが、その理由を次のように説明することは可能ではないか。

鳴谷東1号墳の所在する加悦谷では、前期には白米山1号墳、蛭子山1号墳と前方後円墳の首長墳が続くが、中期に入ると比較的大形の円墳が首長墳になる。鳴谷東1号墳（直径48m）もまさにその1基なのであるが、この首長墓系譜にみえる墳形の変化は、前期に比べて首長権力の弱体化が進んだことを示すと共に、逆説的にいえば、中期畿内政権による強い規制と影響力がこの地に及んだことの証しだもある。⁽³⁶⁾

前期以来の伝統的首長とみるべき鳴谷東1号墳の中心主体の被葬者が、死に際して円墳に葬られることに異を唱えなかつたのは、かれが中期畿内政権に対して従順な首長であったことを示唆している。おそらくは、中期畿内政権のこの地への介入の過程で、そうしたかれの従順さが買われたのではないだろうか。

したがって畿内以外でも、差別化された甲冑やそれを写した埴輪が出土することがあり得ない訳ではない。ただ、その古墳の被葬者が従順であり、かつ中期畿内政権にそのことが認められたうえで、そのいずれかの職掌に就いたとみられる場合に限られるのであろう。

註

- (1) 秋山日出雄・網干善教『室大墓』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第18冊、1959年)
- (2) 置田雅昭氏はニゴレ古墳出土例のような、三角形の線刻が上下に連続する衝角付冑形の埴輪も革製衝角付冑を写したもので、鉄製ではない(置田1988)とし、高橋工氏も甲冑形埴輪のモデルが革製や木製の甲冑であった場合を比較的広く想定している(高橋1991)。
- しかし甲冑形埴輪の写実性は、工人の腕の問題を別にしても①鉄製甲冑に写実的に作ろうとする埴輪工人の意志が高いかどうか、②鉄製甲冑が埴輪工人にとってなじみの深い存在であったかどうか、によって大きく左右されるとみている(口頭発表済、別稿執筆中)。
- したがって、少なくとも中期における革製衝角付冑は、獸皮を衝角付冑の形状に貼り合わせた、無文のそれに限られると考えるので、筆者が革製衝角付冑を写した埴輪と言う場合には、室宮山古墳にみるような無文のそれのみを指す。
- 置田雅昭「後論 3 甲冑形埴輪」(『ニゴレ古墳』『弥栄町文化財調査報告』第5集、1988年)
- 高橋工「甲冑形埴輪の検討」(『長原遺跡発掘調査報告』IV、1991年、(財)大阪市文化財協会)
- (3) 千賀久ほか『平成7年度秋季特別展 古代葛城の王』(『奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録』第46冊、1995年) 20ページ左および右上
- 展示資料実見にあたっては千賀久氏にお世話をいただき、また、貴重なご教示を多数賜った。記して深謝します。
- (4) この点については筆者は保留の立場を表明(藤田1988)していたが、この度の検討により、少なくとも宮山古墳の中心主体については、北野氏の卓見(北野1969)を支持する結果となったので、ここにお詫びして訂正をおきたい。
- 北野耕平 1969 「五世紀における甲冑出土古墳の諸問題」(『考古学雑誌』第54巻第4号)
- 藤田和尊 1988 「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(『橿原考古学研究所論集』第8、吉川弘文館) 434ページ
- (5) 藤田和尊「頸甲編年とその意義」(『関西大学考古学研究紀要』4、1984年)
- 以下、頸甲の型式分類と評価は同稿による。
- (6) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(『橿原考古学研究所論集』第8、1988年、吉川弘文館)
- 以下、甲冑保有形態の分類と評価は同稿による。
- (7) 高橋工「甲冑形埴輪の検討」(『長原遺跡発掘調査報告』IV、1991年、(財)大阪市文化財協会)
- (8) 千賀久ほか『古代葛城の王』(前掲書3) 20ページ右下
- (9) 千賀久ほか『古代葛城の王』(前掲書3) 20ページ左および右上
- (10) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6) 479~480ページ
- 藤田和尊「甲冑の保有形態」(『考古学ジャーナル』第366号、1993年) 14ページ
- 藤田和尊「古墳時代中期における軍事組織の実態」(『考古学研究』第41巻第4号、1995年) 82~84ページ
- (11) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6)
- (12) 末永雅雄・森浩一『河内黒姫山古墳の研究』(『大阪府文化財調査報告書』第1輯、1953年)
- (13) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6) 466ページ
- (14) 藤田和尊「陪冢考」(『関西大学考古学研究室開設40周年記念 考古学論叢』、1993年) 262~263ページ
- (15) この点で、都出比呂志氏の筆者に対する批判(都出1995)も全く誤解に基づくものである。筆者は、野中古墳など陪冢において大量埋納された甲冑などを被葬者あるいは首長個人の所有物であると述べたことは一切なく、逆に「第三者」すなわち個人の所有物であることを否定(藤田前掲書6、464~466ページ)したうえで、陪冢被葬者による甲冑の集中管理を説いている。また、これは黒姫山古墳前方部石室のありかたとは、既に1993年の時点で、異なるものと理解していることは本文の通りである。

- 都出比呂志 1995 「考古学研究会第41回総会討議」(『考古学研究』第42巻第3号) 70ページ
- (16) 都出比呂志「考古学研究会第41回総会討議」(『考古学研究』第42巻第3号、1995年) 70ページ
- (17) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6) 436~462ページ
- (18) 北野耕平『河内野中古墳の研究』(『大阪大学文学部国史研究室研究報告』第2冊、1976年)
- (19) 筆者は、野中古墳第1列の10セットの甲冑について、野中古墳被葬者が管理していた公の武器庫に保管されていたものが、野中古墳被葬者の死に際して、無作為的に取り出され埋納されたものと理解(藤田1988)している。この場合の無作為的とは、差別化された甲冑3セットを除いた、残り7具の通有の甲冑セットの組み合わせに乱れがみられることを指している。
- そして、前者の3セットと後者の7セットは、共に野中古墳の被葬者をリーダーとする集団によって武器庫に管理、備蓄されるが、保管される場所は厳然と別たれていたと想定する。
- 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6) 436~462ページ
- (20) 北野耕平「五世紀における甲冑出土古墳の諸問題」(『考古学雑誌』第54巻第4号、1969年)
- (21) 末永雅雄『日本上代の甲冑』(1934年、岡書院)
- (22) 福尾正彦「筑後月の岡古墳とその周辺」(『森貞二郎博士古稀記念 古文化論集』1982年)
- (23) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6) 463~474ページ
- (24) 藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」(前掲書6) 483ページ
- (25) 和田晴吾ほか『鳴谷東1号墳第1次発掘調査概報』(『立命館大学文学部学芸員課程研究報告』第1冊、1987年)
- (26) 末永雅雄『圓照寺墓山第1號古墳調査』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第11集、1930年)
- (27) 末永雅雄『古墳の航空大観』(1974年、学生社)
- 森浩一「古墳文化と古代国家の誕生」(『大阪府史』1巻 古代編I、1978年)
- (28) 交野市教育委員会『東車塚古墳現地説明会資料』(1988年)
- 水野正好氏のご厚意により調査中に実見することができた。記して深謝します。
- (29) 北野耕平『河内野中古墳の研究』(前掲書18)
- (30) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 蔵
- (31) 南葛城地域の古墳文化研究会『掖上罐子塚古墳測量調査報告』(1986年) ほか
- (32) 梅原末治・末永雅雄「淡輪村西小山古墳とその遺物」(『大阪府下における主要な古墳墓の調査』其1 『大阪府史跡名勝天然記念物調査報告』第3輯、1932年)
- 末永雅雄『考古学の窓』(1968年、学生社)には、上記報告書の出土状態平面図は上下(東西)の方向が逆であることと、その誤りの生じた経緯が記されている。
- (33) 柳本照男ほか『揖津豊中大塚古墳』(『豊中市文化財調査報告』第20集、1978年)
- (34) 高橋工ほか『長原遺跡発掘調査報告』IV (1991年、(財)大阪市文化財協会)
- (35) 藤田和尊「陪冢考」(前掲書14) 263ページ
- (36) 同志社大学考古学研究会『同志社考古』10 (1973年)
- (37) 梅原末治「桑飼村蛭子山作り山両古墳の調査(上・下)」(『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第12・14冊、1931・1933年)